

世田谷区立図書館資料相互貸借要綱

平成 25 年 2 月 8 日

世教中図第 226 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、世田谷区立図書館(以下「区立図書館」という。)が公共図書館等と図書館資料(以下「資料」という。)の相互貸借を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象等)

第 2 条 資料の相互貸借を行う公共図書館等(以下「他の図書館」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 国立国会図書館法(昭和 22 年法律第 5 号)に規定する国立国会図書館
- (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項の図書館
- (3) 図書館法第 29 条第 1 項の図書館と同種の施設のうち地方公共団体が設置するもの

2 区立図書館が所蔵する資料の貸出し(以下「資料の貸出し」という。)は、他の図書館からの借用依頼を受けて行う。

3 他の図書館が所蔵する資料の借受け(以下「資料の借受け」という。)は、区民から資料の利用の申込みがあった場合において区立図書館の長(以下「館長」という。)が必要と認めるときに行う。

(貸出し)

第 3 条 貸し出すことができる資料は、区立図書館が所蔵する資料のうち、次に掲げるもの以外のものであって、世田谷区立図書館館則(昭和 57 年 6 月世田谷区教育委員会規則第 7 号)第 8 条の規定により貸出しを制限したものでないものとする。ただし、中央図書館の長(以下「中央図書館長」という。)が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 受入月を含め所蔵 3 ヶ月以内の図書及び最新号の雑誌
- (2) 視聴覚資料
- (3) 輸送が困難な資料

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことが適当でないとする資料

2 貸し出すことができる資料の数は、他の図書館ごとに 50 点以内とする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、その数を増やすことができる。

3 資料の貸出しの期間は、45 日以内とする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

4 館長は、資料の貸出しに当たり必要があると認めるときは、貸出しに係る資料(以下「貸出資料」という。)の利用に関し、館内閲覧に限る旨の条件その他の必要な条件を付すものとする。

5 中央図書館長は、他の図書館が貸出資料を紛失し、又は汚損し、若しくは破損したときは、他の図書館に対し相当の損害の賠償を求めるものとする。

(借受資料の利用等)

第 4 条 他の図書館から借り受けた資料(以下「借受資料」という。)は、当該他の図書館が付した条件に従い、区民の利用に供する。

2 館長は、借受資料に破損等のおそれがあると認めるときは、前項の条件に加えて、当

該借受資料の利用に関し必要な条件を付することができる。

- 3 館長は、借受資料を紛失し、又は汚損し、若しくは破損したとき又は借受資料の返却に遅延を生ずるおそれがあるときは、速やかに当該他の図書館に連絡し、その指示に従うものとする。

(費用負担)

第5条 資料の貸出しに要する費用は、借り受ける他の図書館の負担とする。

- 2 資料の借受けに要する費用は、区立図書館の負担とする。ただし、他の図書館に別の定めがあるときは、その定めに従う。

(手続)

第6条 資料の相互貸借に係る手続は、相互貸借依頼書兼相互貸借回答書(様式)により行うものとする。ただし、他の図書館に別の定めがある場合において中央図書館長が相当と認めるときは、その定めに従うことができる。別の合意があるときは、その合意に従う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公共図書館等との資料の相互貸借に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 公共図書館間相互貸借要綱(平成12年8月1日世教中図発第105号)は、廃止する。

附 則(平成28年4月1日28世教中図第13号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式 (第6条関係)

相互貸借依頼書兼 年 月 日

以下の資料の借用をお願いいたします。

相互貸借回答書 年 月 日

以下の資料の貸出について回答いたします。

貸出館 立 図書館 **借受館** 立 図書館

住所 住所

電話 FAX 電話 FAX

担当者名

担当者名

	書名	著者名	出版社	資料ID	回答	連絡欄
1						
2						
3						
4						
5						